

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：あかえこども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：園長 永見 育代	定員：1号15名 2号50名 3号30名 計95名 (利用人数)：87名	
所在地：島根県安来市赤江町1740-4		
TEL：(0854)28-8634	ホームページ： https://akae-kodomoen.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和29年3月17日 赤江村赤江保育園として開園 重要な変遷：昭和29年7月1日 安来市立赤江保育所に名称変更 ：平成19年4月1日 指定管理制度により社会福祉法人やすぎ福祉会が運営受託 ：平成29年4月1日 安来市より譲渡を受け、管理経営者となり幼保連携型認定こども園に移行 安来市立赤江保育所から社会福祉法人やすぎ福祉会「あかえこども園」へ名称変更		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 やすぎ福祉会		
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員 5名
専門職員	園長 1名	保育教諭 3名
	副園長 1名	子育て支援員 1名
	主幹保育教諭 2名	看護師 1名
	指導保育教諭 1名	
	保育教諭 13名	
	栄養士 1名	
	調理師 1名	
	調理員 1名	
施設・設備の概要	保育室 4室	遊戯室 1ヶ所
	乳幼児室 1室	園庭 1ヶ所
	ほふく室 1室	プール 1ヶ所
	沐浴室 1室	給食室 1ヶ所
		事務室兼医務室 1ヶ所

③ 理念・基本方針

◎基本方針

乳幼児期は、人として基礎を培う大切な時期です。旺盛な活動意欲を満たしながら、ひとりひとりが能力を発揮できるよう保育します。

- ・保護者とこども園で共育てをしましょう。
- ・子どもは大人によって生命を守られ、愛されながら自分も人も愛し、信頼していくようになります。

良いこと、悪いことのけじめは幼い頃から生活の中で折々に育てましょう。

- ・より良い環境の中で発達を援助しましょう。
- ・子どもは様々な遊び、体験を通して学び、感じ、思考力、創造力、社会性が育ちます。

◎子どもの最善の利益を守る教育・保育理念

- ・家庭や地域社会との連携を図る
- ・保護者の協力のもとで家庭補完をする
- ・子どもが健康・安全で情緒の安定が出来る環境づくりをする
- ・健全な心身の発達を図る

◎教育保育目標

○ゆっくり育てよう楽しい子育て

明るく、仲良く誠実で、元気な体と豊かな心

- ・小さい子、弱い子への思いやり
- ・「ありがとう」感謝の心を大切に
- ・やる気いっぱい元気な子

④ 施設の特徴的な取組

○教育・保育の可視化

ドキュメンテーションやホームページを使い、その日の保育の様子を保護者にすぐに伝えることができ、より詳しくこども園での子どもたちの活動を見て頂けます。

○異年齢保育

少子高齢化の現代において縦割りで過ごす機会が減少しています。

小さな子は大きな子に憧れを持ち、そうなりたいと成長していき、大きな子は小さい子、弱い子に対する思いやりの気持ちを持つことができます。

○食育活動

栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、楽しい食事がすごせる様な取り組みを積極的に行っています。

野菜作りを通して育てる喜びを味わったり、育てた野菜を食べることで自然への感謝の

気持ちが持てるようになったり、また、クッキングを楽しむことにより、食材に触れたり、匂いを嗅いだりしながら五感を育てていきます。

また、地域の人や祖父母と、いろいろな食文化の体験をすることで、子ども達に思いやりの心や感謝の気持ちが育つよう保育教諭と連携を図りながら食育活動に力を注いでいきます。

「食と健康」「食と人間関係」「食と文化」「いのちの育ちと食」「料理と食」の5つの柱を食育の中心に考え、一年を通じてたくさんの楽しくおいしい食育体験を計画しています。

○だんだん広場（地域・祖父母との交流活動）

赤江の地域で育つ子どもたちとおじいちゃん、おばあちゃんとの月1回の交流の時間でおじいちゃん、おばあちゃんにどの子どもも温かく見守っていただきながら安心して自分の気持ちを表します。

「だんだん広場」は、赤江の地域に住んでおられるおじいちゃんおばあちゃんと、あかえこども園に通う子ども達のふれあい・つながりを大切にした月1回の交流の広場です。

○絵本の読み聞かせ ～一生の心の宝物となる絵本～

年齢ごとにあかえこども園オリジナルの「年間必読書」を日々保育教諭が心を込めて読み聞かせしています。その中から、一人一人の「大好きな一冊」が見つかり、心の宝物になることを願っています。

○郷土の伝承文化に親しむ

年長児になると、地域の方に教えていただきながら、安来の伝承文化である銭太鼓、そして安来節おどりを体験します。小さいクラスの頃から、年上の友達が披露する姿に憧れをもち、意欲的に取り組んでいます。地域の様々な催しで発表する機会をいただいています。

○げんきっこの日

毎月2回、園庭や遊戯室に全クラスが集まります。お馴染みの曲に合わせて、タオル体操をしたり、マラソンをしたり。みんなで楽しくからだを動かします。

○体験活動（外部講師）

- ・運動あそび
- ・だんだんダンス
- ・英語であそぼう

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年11月1日（契約日）～ 令和4年2月2日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成28年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○理念・基本方針に基づき、事業計画、各種教育・保育サービス計画、行事計画、食育計画、災害・避難計画、施設の安全点検計画、保健計画、人材育成計画等が計画され、教育・保育計画として、安心・安全で遊びたくなる環境づくり、年齢ごとの必読書の読み聞かせ等、減メディア、クラス単位と異年齢交流保育の通年を通じての実施、地域活動として在宅親子の子育て支援、一時預り保育等、だんだん広場、地域参加活動等への積極的な参加も行われています。

○2018年の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の新方針に対応すべく、法人内2園での調整会議で連携し、職員研修や先進地への視察研修等を行なう等、事業へ反映しておられます。

○新しい保育所保育指針（幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿と5領域の連動等）としての保育のクラス別ドキュメンテーションの具体的環境整備と実行してからの児童の育ち等を保護者へ具体的に示す等、共に成長の確認と喜びを共有しながらの養育の実施及び異年齢保育計画（子どもたちが互いに「教え合い」「学び合い」「共に育つ」）が、子どもの成長に向けた教育・保育の実践を組織方針として試行錯誤を重ねながら取り組まれています。

地域の皆さまがこれからの時代を生き抜く力を培う基礎づくりや興味を持ち、考えたり、工夫したりの体験をする等の幼児教育の大切さを実感される日を想定されます。

◇改善を求められる点

●当園の教育・保育サービス特性であるドキュメンテーションの目的や具体的内容、成果等を職員との十分な意識を図り、保護者とのコミュニケーションを継続し続け、更に理解と納得（新型コロナウイルスが収まれば、ドキュメンテーション会議等を開催し、子どもの成長の過去、現在、来年（就学前）を見定めた教育・保育等の保護者との共有の場等の実施）を深め、今後も改善・改良等を図りながら継続して進められること期待します。

●当園の教育・保育サービス特性である異年齢交流保育の目的や具体的内容、成果等を話し合い、全体で意見を出し合い実践し、より良い保育ができるように努めておられますが、同学年の集団と異年齢の集団とでは遊びが違う点も考慮しながら、子どもたちのための異年齢保育の良さを職員間で、今後の課題として振り返り、異年齢だからこそできる保育について再考されることに期待します。

●特別な配慮を必要とする子どもが増える傾向にあり、個別に対応するための人員配置を必要とされています。現在も配置基準以上の人員配置が行なわれていますが、経営面を考慮すると職員配置が難しいです。行政に対して配置基準の緩和要求を行い、十分な人員が確保された、保育環境が実現できることに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審は、振返りの貴重な機会をいただいたと思っています。第三者評価受審結果やアンケート結果を踏まえ、良い点や改善点等の気づきを頂きました。今後、職員間で話し合いを重ね、より良い保育内容や環境を子どもたちに提供できるように研鑽していきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう変更になった結果、前年以前と比較して「b」評価が多くなるようになっています。(各評点とも、国の指定基準は満たしている状態が前提です。)

「a」評価は、完璧な状態でサービス提供等が行われている状態となります。(質の向上を目指す際に目安とする状態)

「b」評価は 「a」評価の状態に向けた取組みの余地がある状態

「c」評価は 「b」評価レベル(標準)まで向上されることを期待する状態

第三者評価結果（幼保連携型認定こども園）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は明文化されており、毎年年度当初に法人からの職員への説明会が行われていましたが、新型コロナ対応の為、職員に資料と職員必携を配布し園長から説明を行い周知が図られています。</p> <p>保護者へはパンフレット、ホームページ、入園のしおりにより周知が図られています。</p> <p>新型コロナ対応の為、従来のように保護者会やクラス会等が開催しにくい状況が続きますが、園の掲示板や園だより等の配布による周知が図られています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>安来市の7園の施設長会による情報交換、地域の保育所利用状況、出生率、待機児童等の分布、地域特性（人口の推移等）等、利用者の潜在的ニーズや経年別の推移予測の把握・分析されています。</p> <p>また、法人本部で2ヶ月に一度開かれる経営会議でも経営分析が行なわれ、園長が出席し、経営分析の結果を職員会議に於いて職員に報告し、説明が行なわれています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>前年度の事業報告書の経営課題の対策等を反映した新たな事業計画が策定され、経営会議による進捗状況の分析・検証等が行なわれ、課題に取り組みられています。</p> <p>月2回の企画調整会議で、事業計画の進捗状況等の報告が実施され、園長より園の運営に必要な施策の改善・見直し等の説明が行われています。</p> <p>法人全体でデジタル化（ICT導入）による業務効率への取組が進展しています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人やすぎ福祉会の中・長期計画が策定され、組織全体の倫理要綱、行動指針等と併せ、健全な経営基盤の確立に向けての実践計画、人材育成、処遇改善、労働環境の整備、経営基盤の充実、地域貢献等、少子高齢化、人口減少社会に向けた中・長期的な重点計画が経年別に目標が設定され、年度単位に進捗管理が行われ、各事業所単位に長期ビジョンを反映し、目指すべき中・長期的な目標が職員に説明されています。</p> <p>あかえこども園としての基本ビジョンとして、①家庭や地域社会との連携を図る②保護者の協力のもとで家庭保育の補完をする③子どもが健康・安全で情緒の安定ができる環境づくりをする④健全な心身の発達を図る等を掲げる等現在取組んでおられます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえ、当園の収支計画、園児受け入れ数、部門別サービス目標（保育・教育、食育、看護、子育て支援、ICT導入、苦情・リスク管理体制の強化等）に加え、年間のサービス計画に取組まれています。</p> <p>事業計画は、年度末の職員による自己評価（教育・保育の理念、子どもの発達援助等）による園長の面談等による職員の意見・要望の聞き取り、業務に対する指導・アドバイス等が行われています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、クラス担任者会（週1回）、リーダー会（適宜）、各部門等の積み上げの集約等で計画が策定され、職員会議（毎月）等での意見・要望等を踏まえて作成され、年度当初に園長より事業計画等の説明による職員への周知が行われており、それぞれの部門別に年度末には評価・見直しが行われています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>コロナ禍のため保護者総会、園の説明会が例年通り行なえませんでした。新入園児の家庭には入園のしおりを使い直接説明され、在園児家庭には明文化された文書を配布し、周知が図られました。</p> <p>お便りで知らせたり、ホームページにも載せ理解して頂ける様促されていますが、コロナ禍により行事を行なう機会が減り、保護者との意思の疎通を欠く場面も見られました。</p> <p>これからも理解を深めて頂く為の働きかけを続けていかれることを望みます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>運営方針として、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長を図るための環境を整え、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うとされています。</p> <p>その達成に向け、四季ごとに庭園の変化を工夫し、継続して遊びたくなる環境づくり、絵本の読み聞かせや貸し出し、減メディア、異年齢保育や食育の取組みが組織的に行われています。</p> <p>保育の質の向上には、保護者アンケートの実施、職員の園内外研修への参加や各クラス部会、日々の保育の反省も行なわれ、保育の質の向上に取組まれています。</p> <p>また、新しい保育指針に則って、自己評価表をもとに毎年自分たちの教育・保育についての振り返りが行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>園では、毎月の職員会で運営状況、各行事、研修報告会での課題等の対策等や園全体での周知事項や確認事項等、全職員へ組織運営に必要な業務調整等の共有が図られています。</p> <p>毎月の事業内容等の振り返りや次の月に向けた取組み（課題改善対策等）の共有等行われています。事業計画の年間事業報告や職員の自己評価表の提出として実施されています。</p> <p>教育・保育におけるドキュメンテーションによる可視化や異年齢保育等、子どもの成長を段階的に見通した先駆的な取組みに対して、継続して振り返り今後の工夫（改善等）が行なわれることに期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長としての自らの役割を明確にした組織図・業務分担表が提示され、園長不在時の権限委任も定められています。</p> <p>職員には、年度始めの事業計画説明時に、新年度の保育所運営方針等の説明等、組織の役割・責任を明確した管理責任者としての活動を展開されています。</p> <p>保護者等には、保護者総会開催時の説明やホームページ、お便りに文書を載せ自らの役割と責任を表明されています。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就業規則、運営規程、園の教育・保育必携、各種業務マニュアルの整備等が行なわれており、人権研修は毎年実施されています。</p> <p>園長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や法人の企画調整会議や勉強会に参加され、内容については職員会議等で説明され、変更点等があれば、マニュアル変更等も行われます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園全体を見渡して、日々園内の様子を見ながら保育の質の向上に意欲を持たれています。</p> <p>園の事業計画に対する進捗状況の管理や日常の保育・教育のサービス提供に対する職員への指導・助言も行われています。</p> <p>保育・教育の質の向上として、幼保連携認定こども園教育・保育要領における教育の中で育みたい3本の柱、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿の環境整備や提供等、事業計画に反映されて取組まれています。</p> <p>園の特色である地域との交流活動も活かしながら、with コロナの中で進めていけることを検討されています。</p> <p>また、園長は、法人内こども園と合同で先進的な取組みをされている園に視察や研修にも参加され、教育・保育の内容等について園内報告を行ない、園での導入検討等、保育の質の向上に向け努めておられます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>経営の改善として、風通しのよい職場環境作りを目指し、それぞれの職員のワークバランスを考えた勤務体制に配慮をされています。</p> <p>また、ICTの導入により各クラスにPCを設置され社内ネットワークが構築されており、各種資料作成、指導計画作成、保育日誌等の記録の簡素化行なわれ、共有フォルダーによる業務記録等の共有が図られています。</p> <p>新しい保育指針で新たに示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（目安）」の実効性を高めるためのドキュメンテーションについても積極的に導入され活用されています。</p> <p>給食ソフトの導入による献立表、栄養計算、食材の発注等による業務効率化が進められています。</p> <p>ICカードによる登降園管理、緊急時の保護者への一斉メール（お知らせ君システム）等、ICT情報化の推進が継続して行なわれています。</p> <p>経営についての様々な分析もされ、新しい取組みをされ、職員の働きやすい職場環境の整備も行われています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>園の人材配置計画が作成され、社会福祉法人やすぎ福祉会としての採用基準等に沿って、法人本部のホームページや福祉専門学校等への対応、ハローワーク（就職フェア等）への人材募集等による保育教諭等の人材確保が行なわれており、現在、配置基準以上の職員が配置されています。</p> <p>人材確保・定着等に向け、風通しよく働きやすい職場環境作りが取組まれ、必要な研修や資格取得が取組まれています。</p> <p>配慮が必要な子どもを担当する専門的な知識を持つ職員の配置は必要ですが、経営状態を安定させながらの人員確保は今後の課題となっています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づいて「期待する職員像」を明確にされています。</p> <p>法人としての人事基準が明確に示されており、人事考課制度が導入されています。</p> <p>職員の目標設定に基づき、日常の業務実績に対する職員一人ひとりが作成する自己評価表に対する上長面談が年2回実施され、職員個々の業務課題への指導やアドバイス及び組織運営への意見・要望等の聞き取り等が実施されています。</p> <p>また、考課者に対しての研修も実施されています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人やすぎ福祉会の就業規則に基づき、就業時間、有給休暇等の適正な管理や職員の健康診断（年1回）、インフルエンザ予防接種負担、互助会、永年勤続表彰等、職員の意見・要望等を反映した働きやすい職場環境作りが行われています。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した勤務体系、人員配置、業務の効率化にも取組まれ、チームリーダー等の人材育成の強化や職場の風通しの良い環境づくりを目指しておられます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人としての人材育成方針として、地域信頼度 NO1、最高のサービス提供を目指し、全職員を対象に接遇研修の実施及び資格取得を奨励し、職員の職種、職能等の技術レベルを考慮した職員一人ひとりの人材育成の取組みが行われています。</p> <p>年2回の面談により、年初には一人ひとりの目標設定をし、期末には目標達成評価、業務遂行能力等への指導・アドバイス等の実施が行なわれています。</p> <p>職員からの研修、資格取得等の意向や要望等の聞き取り等を反映した育成計画が作成されています。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の必須研修もあり、事業計画に研修計画があり、実施されています。</p> <p>キャリアアップ研修も積極的に取組まれ、研修後には研修報告書を職員全員に回覧されています。</p> <p>絵本の読み聞かせの研修、特別な配慮のいる子どもに向けての理解・対応についての研修等、園全体で取組んでおられます。</p> <p>新型コロナ禍の中で、外部研修等の廃止やオンライン研修等、研修機会が減少しています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの階層別研修（新任・中堅・リーダー・管理職）、業務経験や知識、技術スキルの習熟度の把握による職員個々へのテーマ別研修（メンタルヘルス、ハラスメント研修、保育スキル研修等）及び職種別研修、教育・保育先進地視察研修等の年間研修計画が策定され研修が実施されています。</p> <p>新人職員には、クラスの先輩保育教諭からの具体的な業務の流れや保育実践、各種書式等の記入方法の指導を行なう等、職場OJT研修等を中心とする育成が行われています。</p> <p>研修後は、研修報告書（復命回覧）や職員会で研修内容等の報告が行われ他の職員への共有が図られています。</p> <p>また、職員一人ひとりの研修記録が管理され、現状の知識スキル等の検証や研修への計画策定の参考とされています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>受入れマニュアルに基づき、受け入れ窓口（園長）や実習担当体制（主幹等）を整え、学校とのプログラム調整を行い、更には、新型コロナ感染対策の為、健康チェック（2ヶ月前から）に基づいた実習生の受け入れが行われています。</p> <p>また、実習生へは、実習前のオリエンテーションを行い、研修中には学校側からの実習模様の見学に来られ、実習終了後は、反省会が実施されています。</p> <p>新型コロナ感染拡大による実習生の受け入れが非常に難しい現状となっています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人やすぎ福祉会のホームページ、広報誌に於いて、法人の理念・基本方針、法人概要、財務諸表等、サービス内容、等が公表され、部門別としてあかえこども園のサービス内容、保育・教育内容、園での行事の紹介や一日の流れ、特色のある取り組みが情報公開されています。</p> <p>また、パンフレット等において、保育理念・や基本方針及び運営目的や設備概要、教育・保育のサービス内容等、給食、健康管理、費用負担、日常生活等のお知らせ等の説明が丁寧に行われております。</p> <p>福祉サービス第三者評価の審査等を定期的実施され、社会へ広く公開する等サービス提供の質の向上に向けた取組みも行われています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人やすぎ福祉会本部による財務管理、施設の経営・運営方針及び会計監査（公認会計士等）が実施され、施設に必要な購入物件（副園長の小口現金管理）以外は、法人本部への稟議による購入が行われ、定期的な本部チェック等の内部監査（年1回）による事務処理の適正運営の取り組みが実施されています。</p> <p>法人本部へ事業報告（毎月）が行われ、法人全体の経営会議（2ヶ月単位）において、経営状況や事業運営等の成果・有効施策、各事業単位の課題等が共有され、事業方針等が討議決定され、その方針が、あかえこども園の職員会議等で共有される等の組織運営が行われております。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>教育・保育理念や今年度の重点サービス事項において、家庭や地域社会との連携並びに地域に根ざしたこども園づくり等を掲げた事業運営が行われております。</p> <p>地域における世代間交流の活動や地域行事等への積極的な参加等が行なわれ、地域のおじいちゃん、おばあちゃん、祖父母と月に1回交流の「だんだん広場」の活動が行われています。</p> <p>また、地区の消防署・警察署との交流、赤江地区敬老会、文化祭等への地域交流が活発に行われています。</p> <p>残念ながら、新型コロナ対策の為、従来からの交流活動を中止せざるえない状況になっておりますが、コロナが収束した際には再開をされる予定です。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>教育・保育必携にボランティア活動を受け入れることの意義、ボランティア活動の基本方針、ボランティア受け入れ手順があります。また、ホームページにボランティア募集も掲載されており、受け入れに対する基本姿勢を共有し理解されています。</p> <p>受入れマニュアルに基づき、学校や保護者等の同意を頂き、実行プログラム等の調整（学校側）や個人情報保護等の注意事項を説明し、保育ボランティア（高校生、中学生の職場体験等）や芋掘り等が行われていましたが、前年度から新型コロナ対策の為、受入れを控えられています。</p> <p>今年度は、感染症対策を実施し保護者会園庭整備作業が行なわれました。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>あかえこども園との関係機関・団体等（行政子ども未来課、県・市教育委員会、公民館、幼保小連絡会、中・高校、専門学校及び警察、消防署、医療機関、保健所、児童相談所等）のリスト化され連絡先の一覧も職員室に掲示されており、すぐに対応できる体制となっており、教育・保育必携にも掲載されています。</p> <p>年3回開かれる地区の親子保健部会に参加する等、安来市子ども未来課との連携が図られています。また、保幼小中の連携も行なわれています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている	a
<p><コメント></p> <p>運営母体である社会福祉法人やすぎ福祉会は、安来市社会福祉連絡会の事務局を担い、安来市社会福祉協議会を中心とした社会福祉の使命を果たすための地域の福祉全般に於ける要望やニーズの把握や地域への福祉サービス提供等の情報発信の取組みが行われています。</p> <p>園としても、安来市の私立保育園連盟の施設長会、公民館の親子保健部会、地域の児童民生委員等からの情報交換等によりニーズの把握をされています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>あかえこども園としては、地域の敬老会、文化祭（銭太鼓披露）への参加等の地域交流活動が行なわれています。</p> <p>また、園独自の取り組みとして、地域の在宅親子のこども園体験「いちごサークル」が月2回開催されており、園内で親子による一緒遊びや地域の同様な子育て保護者との交流の場（歳時記に応じたアートや工作物づくり等）が持たれています。</p> <p>一時預り保育等、電話での育児相談等、保育・教育の専門的スキルを活かした地域交流も実施されています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針としての「子どもの最善の利益を守る」を掲げ、あかえこども園の今年度事業のスローガン「自分から笑顔で声掛けしよう」をテーマに日常の教育・保育の取組みに努められています。</p> <p>年度始めの事業計画説明やあかえこども園教育・保育必携（最初のページには児童憲章を掲載）での周知に加えて、施設内研修として毎年人権研修が実施されており、職員の自己評価（年度末での「子どもの最善の利益の考慮」としての自己チェック（良かった点、改善が必要な点、今後の取組み等）の振り返り等、利用者等を尊重した日常業務が実施されるための取組みが行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護・プライバシー保護（教育・保育必携にも掲載）に基づき、子ども等のプライバシー保護等の権利擁護対策として、園内のシャワー室へのカーテンの設置、トイレ（仕切り設置）の外側の窓ガラスフィルム設置、夏のプール遊び前の着替え（男女間）でのカーテン等の配慮等が行なわれています。</p> <p>また、教育・保育の重点取組みであるドキュメンテーションの提供、園だより、クラスだより等、写真掲載について保護者からの同意の取得が行なわれています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>法人のホームページへ施設案内が掲載されており、園のパンフレットやチラシ（いちごサークル等）で地域への情報提供が行われています。</p> <p>園の見学は、希望によりいつでも対応されており、いちごサークルに参加して頂き保育体験をして頂くこともできます。（コロナ禍でも検温・体調確認をされ、行なわれています）</p> <p>施設運営の理念・基本方針や施設概要、教育・保育内容（各種行事含む）、食育方針、利用契約、保護者へのお願い等（運営ルール）等の説明が丁寧に行われています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所開始前の重要事項説明書、入園のしおり等で保護者等に説明が行われ、入園後の保護者総会（新型コロナウイルス感染症対策で中止：資料送付等）で事業年度の教育・保育方針等に関する説明が行われています。</p> <p>子どものクラス進級時のクラス会等で進級後の各種の取り決め事項及び保育設備の整備、業務運営の改善、見直し、防災訓練、健康診断、各種行事等の説明が行われています。</p> <p>また、基本的な連絡事項については、玄関の掲示や園だより、園・クラスだより、朝夕の送迎時の声掛けでの対応等が行なわれており、緊急時の保護者一斉メール（災害発生時、不審者情報、感染症発生時、行事の有無連絡等）で保護者に周知が行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>あかえこども園教育・保育必携に基づき、他の保育園への変更等があった場合の引継ぎ書が作成され、他の園等への郵送等の丁寧な取組みが行われます。</p> <p>また、他園や家庭への移行の場合でも、これまで同様にいつでも相談（電話・訪問等）に応じる旨が伝えられ、継続的な子育て支援の取組みが行われています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々子ども達との関わりについて、クラスでの話し合い、担任者会、職員会議を定期的に行ない子ども達の満足の向上について話し合われています。</p> <p>保護者については、日々の送迎時に子どもの様子を伝え、話を伺うようにされています。また、直接話しがしにくい方は連絡ノートや健康ノートも活用して頂いています。</p> <p>保護者全員に個人面談も実施されています。</p> <p>行事後には保護者アンケートが行われており、保護者からの声が届くように努めておられます。</p> <p>保護者からの相談や声についても職員間で共有し、対応策を考え改善が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決システムによる苦情解決体制（苦情受付担当者）、解決責任者、第三者委員等、苦情解決の流れ等が確立しておられます。</p> <p>重要事項説明書に苦情解決システムの記載をされ、入園時には保護者に渡し周知されています。</p> <p>苦情解決システムについて、玄関先に掲示され、意見箱の設置による苦情や意見等の情報収集（申し出書、苦情受付記録簿、苦情対策結果報告書）等が行われています。</p> <p>職員が保護者等からの苦情・意見・要望等を受けた場合の記録（申し出書）が作成され、園長報告による苦情解決の検証や検討等による解決対策（申し出者への対応解決含む）が実施され、苦情受付記録簿、苦情報告書等の作成等第三者委員への報告が行われることとなっています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者等が個別に相談・意見を述べやすい特別な相談室は設けられていませんが、事務室兼医務室の活用や職員休憩室、各クラスの保育室等を利用した対応を行い他の人に聞かれないスペースを確保し面談が実施されています。</p> <p>毎日の送迎時の保護者と関わる時間を大切に、いつでも気軽にお申し出ください等、保護者等へ話しかけ伝えておられます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者からの意見・要望等は、担当者から園長等へ口頭での報告が行われ、組織としての回答や対応等が丁寧に行われています。</p> <p>担任が受けた相談、意見は職員会議で情報共有をされており、送迎時に頂いた意見はすぐに園長へ伝えられます。</p> <p>迅速に対応できるようにされていますが、回答に時間を要する場合には、途中経過の報告等を入れる配慮等が行なわれています。</p> <p>また、意見・要望は、対策が必要なものばかりでなく、教育・保育サービスへのお褒めの言葉や感謝の思いを伝えて頂く場合がありますので全て記録（保護者意見記録書等）を残して、組織全体で全ての案件を共有する等の取組みに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>危機管理対応マニュアルに基づき、事故発生時の対応や不審者対応訓練も行なわれ職員への周知が図られています。</p> <p>園舎内安全点検（月2回）、園舎消毒・掃除（毎日）遊具等の安全点検（年1回）等、設備の安全管理や防災・防犯設備（消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報装置、災害時の備品、防犯カメラ、フェンス強化、さすまた整備等）の完備等が行なわれています。</p> <p>職員会議等で記録されたヒヤリハット・インシデントについて話し合い、未然対策や再発防止に努めておられます。</p> <p>緊急時の対応（AED：自動体外式除細動器配備）、水遊び・プール遊び対策、散歩・園外保育対応、ケガ・事故対応等に関する勉強会が行われています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルに基づいて、消毒・処理・予防の感染症対策が行われており、新型コロナウイルスに対する新しいマニュアルも作成されました。</p> <p>感染発生時の保護者への緊急連絡、行政・医療機関等との連携や当園での子どもの発熱などの症状への対策・対応等の勉強会等、職員間で新型コロナ感染対策等や全ての感染症の病気が発生した場合は、その都度、掲示版においてもお知らせし、疑いがある場合は、保護者等の判断でなく必ず病院等での医師の指示に従って登園されることをお知らせされています。</p> <p>子どもが体調不良の場合は、速やかに医務室で安静にして、他児童との接触を避ける取組みや感染症発生時は、保護者一斉メール連絡（緊急連絡システム）等でのお知らせが行なわれます。</p> <p>また、園だより、保健だよりや送迎時のお知らせボード等で予防対策や発生状況等の情報提供が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害対応マニュアルに基づき、防災組織図、避難体制、避難経路図・防災設備の配備、非常用備蓄・保護者への緊急一斉メール（緊急連絡システム）発信等の防災対策が行われ、災害を想定した避難訓練が毎月1回行われています。</p> <p>また、通報訓練、消火訓練（消防署指導：年1回）、模擬消防訓練（毎月）、不審者対応（随時）等の訓練を行う等の災害時の安全対策が実施されています。</p> <p>最近の大雨の際には持ち出し物の見直しを行ない、各クラスに避難リュックの準備をされ、大雨の為の垂直避難訓練を隣接する小学校で行われました。</p> <p>事業継続計画（BCP）の策定については、安来市のBCPが策定された後、準じて策定予定です。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>児童憲章、全国保育倫理要領、理念・基本方針、年間事業計画、教育・保育目標、職員の姿勢、重点実行目標、各種マニュアル等が綴られた教育・保育必携が全職員に年初に配布・説明され、職員の認識を共有化した保育・教育サービスが行われています。</p> <p>また、クラス単位の指導計画が作成され、子ども一人ひとりの留意点についても、職員間で共有し、職員が共通の支援が行える体制となっています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>各種マニュアル・規定等の見直しは毎年行なわれており、変更があった場合には、職員に説明が行なわれ教育・保育必携についても、差し替えが行なわれます。</p> <p>指導計画の見直しも定期的の実施され、子ども一人ひとりの留意点に変更がある場合には、職員会で共有されます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時に児童票を基にアセスメントを行ない、子どもの既往歴や生活環境を聞き取り各担任が指導計画を策定されています。</p> <p>毎年記入して提出頂く家庭調査書の最後の欄には保護者からの希望を書き込めるようになっており、指導計画に活かされています。</p> <p>また、5領域のねらい（全体的な計画）に向け、成長段階の子どもの一人ひとりの成長記録等が作成され、発達段階の5領域目標に向けた指導計画が作成され、教育・保育の取り組みが行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画（未満児は個別指導計画）は、定期的にクラス単位に検証が行われ、職員会議（担任会、クラス会含む）等で指導計画の実施状況についての話し合いが行われています。</p> <p>発達の変化が大きな乳児の個別指導計画は、週単位（週案）の評価・見直しを行い、緊急時は、適切に必要な見直しが実施されることとなっています。</p> <p>3歳児以上の幼児は、指導計画（月案）に対するクラス単位の振り返りが行なわれ検証が行われ、変更がある場合は職員説明による共有が図られています。</p> <p>指導計画は、1ヶ月単位にクラス単位の反省会等が実施され、年度末で最終的な評価が行われることになっていますが、四半期単位に成果分析や課題等の検証の積み上げによる年度末総括評価に期待します。</p> <p>5歳児には、就学に向けたアプローチカリキュラムも用意し定期的な検証が行なわれています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>保育日誌、各クラス単位の生活・成長記録としてのドキュメンテーション（クラス単位）等が作成され、園内ネットワーク（共有フォルダ）による業務記録等が職員間で共有が図られています。PCに保存された記録や評価内容は、紙媒体でプリントアウトし綴られています。</p> <p>子どもに関する必要な内容については、担任者会、職員会で報告があり、職員間で共通理解されています。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程に基づき、組織的に個人情報保護の重要性を認識した業務運営が行われています。</p> <p>各種の紙ベース等の記録は、書庫保存、施錠（鍵は園長）管理が行われ、法人による書類保管年数指定（5年）の規定に従い書類等の廃棄処理が行われています。</p> <p>保護者に対しては、入園時や保護者会総会時等に個人情報保護の説明が行われ、個人情報に関する同意書を取得され、園児の写真使用等を含み個人情報保護に気を配りながら園の運営が行なわれています。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-①認定こども園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>園長、副園長、主幹保育教諭を中心に毎年、前年度の全体的な計画の評価・見直しが行なわれています。</p> <p>園の理念・基本方針に基づき、年齢毎に園の特色を活かした全体的な計画（3本の柱、5領域のねらい等）の素案が作成され、各クラスの職員の意見を取り入れながら次年度の全体的な計画が策定されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>環境についての研修を全体で行ない、過ごしやすい環境作りを心掛けておられます。</p> <p>園舎は毎日清掃をされ、消毒にも十分に気をつけて実施されています。</p> <p>手洗い場・トイレは明るく、清潔で、子どもが利用しやすい設備となっており、床も滑りにくく、安全への工夫もされています。</p> <p>加湿空気清浄機が各部屋に設置され、室内の温度・湿度・採光等に気をつけており、毎年7月には看護師による採光の検査も行われています。</p> <p>タイヤの設置・泥んこスペース等子ども達の興味の湧く園庭の整備も行なわれています。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき、乳児期の愛着形成、自己肯定感を高める等、幼児期における発達に応じた関わりや支援等の取組みが行われています。</p> <p>子どもの様子を職員間で共有し、その子にとって良い環境作りや関わり方を話し合い、指導・助言を行いながら取組まれており、集団生活の大切さや1対1で丁寧に関わることが出来るように心掛けておられます。子どもの発達過程や家庭環境等、一人ひとりの心身状況が管理され、個別指導計画や指導計画に沿った教育・保育が実施されています。</p> <p>また、子どもの動き等に対する制止言葉等、極力発することがないよう意識して取組まれています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>発達や興味等子どもの様子に応じて、身の回りのこと等を一緒に楽しみながら行ない、友だちの姿や上の学年の姿への憧れが刺激となり、自然に生活習慣が身に付くように努めておられます。また、家庭と連携しながら、日々の繰り返しを大切にしながら、個々に援助されています。</p> <p>食事、排泄、着脱、清潔等の基本的な生活習慣を身に着けられるよう支援が行なわれています。</p> <p>生活習慣は、家庭での多くの時間も大切であり保護者への理解や協同援助等での育みが重要なことから保育・教育理念にある「保護者の協力のもとで家庭保育の補完をする」を、更に浸透や共有した取組みに期待します。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じた環境が整えてあり、各クラス保育室、乳児室、ほふく室、遊戯室、園庭、プール完備等、季節や天候等を考慮しながらの日々の遊びの工夫（園外散歩、園庭での遊び、園内での玩具遊び、音楽、英語であそぼう等に加えて、日課となる絵本の読み聞かせの実施）が行われ、教育時間以外は、一人ひとりの子どもが自分の好きな絵本読みや玩具遊び等が行なう環境を提供されています。</p> <p>また、子どもの生活や遊びを豊かにするために保護者支援による園庭の遊具の環境整備が行われ、子どもがそれを活用して、遊びや挑戦をしています。</p> <p>また、新型コロナ対策の為、多くの計画が延期、中止となっていますが、赤江地域の敬老会、文化祭、あかえわいわい祭り等への参加や柏餅づくり、芋掘り、餅つき等、地域との楽しい交流による新たな発見や感動を子どもたちが共有する取組みが安全対策を実施して行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>個別指導計画（週・月案指導計画含む）が策定され、朝の送迎時の検温から始まり体調の変化を観察しながら、安心・安全な保育室・ほふく室で衛生面や安全性を重視した環境の中、職員からの優しい（笑顔・喃語・表情等）語り掛けや睡眠時の乳幼児突然死症候群（SIDSチェック・5分間隔）等の安全面にも注意された発達養護の取り組みが行われています。</p> <p>また、安全性の高い玩具類の配備や置き場所の配慮及び職員によるサークルの柵を利用したボード、いろいろな感触が楽しめる玩具、つるし飾り等の手作り玩具等、乳児等の生活リズムや身近なものへの興味や芽生えの生まれるための工夫に努められています。</p> <p>連絡帳、朝夕の送迎時の情報交換、テラスへの日常の活動風景等の記録ファイル（ドキュメンテーション等）の設置等の保護者対応が行われています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>個別指導計画（週・月案指導計画含む）が策定され、一人ひとりの子どもの発達過程の違いや特性を見極めながら職員との言葉の楽しみや自己主張を自我の育ちと捉え、友だちとのトラブルが始まる時期の対応（仲裁やなぐさめ等）等、クラス担任等が子どもの一人ひとりの状態（保育日誌等）を共有しながら、基本的な生活習慣が身に付けられるよう援助が行なわれています。</p> <p>連絡帳、朝夕の送迎時の情報交換、テラスへの日常の活動風景等の記録ファイル（ドキュメンテーション等）の設置等の保護者対応が行われています。</p> <p>何でも興味を示し、活動的に動きまわり、人の物や自分の物の区別はもう少しの時期ですが、簡単な事を自分でやってみようとする等の意欲をつなげる教育・保育が行われています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>全体計画に沿った指導計画（3歳～5歳児）が策定され、年齢クラス単位と異年齢クラス（3歳児～5歳児の縦割り）の縦・横の活動が教育・保育に組み込まれ、日常の生活や遊びなどの活動を通じて、子どもたちが互いに「教え合い」「学び合い」「共に育つ」取り組みが行われています。</p> <p>また、基本的な生活習慣やさまざまなルールを身に付ける時期、自我の目覚めや表現する力が備わり、集団活動の中で、友だちを大事にする意識が目覚め、多方面への興味や関心の拡大及び遊びの工夫や行事や地域交流への参加による社会生活を敏感に感じ取る力が発達する時期、当園の教育・保育計画での絵本の読み聞かせ（月間必読書、絵本の貸出し）、英語であそぼう、げんきっこの日、園庭等での運動遊び、食育、減メディア等及び園行事（親子運動会、お別れ会等）、だんだん広場（あかえわいわいまつり、お芋パーティ等）及び地域行事（敬老会、地域文化祭での銭太鼓）等への参加等、一人ひとりの発達段階に応じた最大限の力を発揮できる取り組みが行われていましたが、新型コロナ対策の為、行事や地域交流等の中止等、厳しい状況が継続しています。</p> <p>朝夕の送迎時の情報交換、テラスへの日常の活動風景等の記録ファイル（ドキュメンテーション等）の設置等の保護者対応が行われています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>玄関までのスロープ等のバリアフリー化の施設環境が整備されています。</p> <p>障がい児の場合には、入園前より保護者との連携を取りながら個別指導計画を策定し、職員間の共通理解を深め、障がい児が安心して過ごせるよう配慮されています。</p> <p>養護学校の先生による研修、キャリアアップ研修、安来市の障がい児保育に対する研修を受講され、職員の共通理解を深められています。</p> <p>配慮が必要な子どもへの対応や障がい児保育体制の充実、行政による定期的な教育・保育施設への巡回診察（スクリーニング検査）等による指導・アドバイス等の充実の社会の実現に期待します。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちの一日の生活や家庭でのリズムを保護者と共有しながら、長時間にわたる保育は、職員間で必要な引継ぎをしっかりと行いながら保育が実施されています。</p> <p>18時に3歳未満児が同一保育室へ集合、3歳以上児は、延長保育人員を考慮した同一保育室や異年齢チーム単位での延長保育が実施されています。</p> <p>3歳以上児と3歳未満児の担任がペアで対応され、保護者との情報交換等の支援が行われています。</p> <p>また、子どもの体調の変化や子ども同士のトラブルや事故防止への配慮等を行いながら、絵本の読み聞かせ、自分の好きな玩具遊び、庭園遊び等が行われ、軽い軽食等の提供等、家庭からのお迎えの時間が楽しく過ごすための取組みが行われています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学前の子どもの一人ひとりの発達状況の成長記録に基づき、「認定こども園園児指導要録」が作成され、保護者面談等での要録への意向や同意を得て、適切に通学する小学校へ届けられています。</p> <p>小学校との連携は、5歳児の保護者参観（5月開催）時に小学校の校長が来園され、小学校生活の様子を聞く機会を設け、更には、入学前の一日入学（2月）が計画されています。</p> <p>小学校への接続プログラム（アプローチカリキュラム）も実施され、保幼小の連絡会も開催されています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保健・衛生管理マニュアルに基づき、健康チェックシート、健康診断、身体測定、家庭との連携のもと健康管理が行われています。</p> <p>子どものいつもと違う様子が見られたら、園長、看護師に伝え対応が行われており、必要に応じ健康状態の共有も職員間で行なわれ対応されています。</p> <p>また、保健だよりを発行し、園と家庭で情報共有しながら子どもの健康管理が行なわれています。園での子どもの様子をしっかりと見て、降園時に保護者へ伝えておられます。</p> <p>新型コロナ対策としてのマニュアルが策定され、検温、手洗い・マスク・アルコール消毒・保護者へのお知らせ等、従来以上にきめ細やかな対応が行なわれています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>保健・衛生管理年間計画に基づき、健康診断（全園児：年2回）、歯科検診（全園児：年1回）、身体検査（毎月）、尿検査（2歳児～5歳児：年1回）、視力検査（3歳～5歳：年1回）、聴力検査（3歳～5歳：年1回）が実施され、検診・検査結果は、当園から保護者へ報告が行われています。</p> <p>結果は保護者に伝えられ、受診勧奨も行なわれ、受診後の結果も当園に報告してもらう等の家庭との双方向での健康管理の取組みが行われています。</p> <p>5歳児は、健康な歯をつくるために歯科医の指示を受け、フッ素洗口が行なわれています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園前アセスメント時、子どものアレルギー疾患・慢性疾患等（既往歴）聴き取りが行われ、食物アレルギーについては、担任、給食担当、保護者で確認されています。</p> <p>アレルギー除去食の必要な場合は、食物アレルギー対応マニュアルに基づき医師の指示書に従い色の違うトレーやおわんの淵の色違い、保育教諭の除去食の確認、子どもへの提供時の声掛け、更には、他の子どもの手が届かない場所への配慮等による提供で適切に提供されています。</p> <p>また、入園時は6ヶ月毎に受診やその結果（医師からの指示書）を保護者から提出していただき、担当者会で疾患等がある場合の対応策等が共有され相互理解に基づいた対応が行われています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>あかえこども園食育計画としての食と健康、食と人間関係、食と文化を高めるために、食育に関する内容の充実、興味、関心を深める等々を基本に、「食べる」ことは「生きる」ことをテーマに食事を楽しみや食事のマナー、お箸の使い方、御当番活動等による食育に取り組まれています。</p> <p>食育会議や旬の食品を使った給食メニュー、園で収穫した野菜を取り入れた給食メニューやクッキング活動を行なう等、力を注いでおられます。</p> <p>3歳以上児は調理担当職員と食材に触れたり、話す機会があり、食に対する興味へ繋がっており、給食室前には旬の食材が貼り出してあり、子どもと保護者の会話にもあがることもあり、各保育室でご飯を炊いておられます。3歳未満児も興味を持つことができる取り組みです。</p> <p>5歳児の修了前にはお楽しみのリクエストメニューや行事食等子どもの意見が取入れられています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>食育会議（毎月）が開催され、主食は白米を主に、季節感を感じる旬の食材使用、栄養状況調査、残食チェック等を行い、食育に関する活動等の共有等が図られ、翌月の献立等の検討や調整による献立表等が作成されています。</p> <p>月初めに保護者へ献立表の配布や当日の給食が玄関先に展示され、家庭での食事の参考にと配慮が行われており、人気の給食メニューのレシピを送迎時に保護者に持帰って頂けるように印刷物が置いてあります。</p> <p>I C Tの進展に伴い給食ソフトが導入され、献立表、メニュー、栄養計算等の作成等が軌道に乗り始めて、食材の発注もスムーズになる等の効率化や安心・安全な食材の購入・管理が行われています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>コロナ禍のため通常行なわれていた、保護者総会、保育参観日、懇談会、各種行事等が中止になりましたが、個人懇談を行ない保護者との共通理解が図られました。</p> <p>保護者との情報交換等は、毎日の送迎時の掲示板や連絡帳（3歳未満児）、健康チェックシート（3歳以上児）、緊急時は、緊急連絡システム「おしらせ君」で一斉メール送信等、双方に行き違いが起きないための取り組み、家庭との連携に努めておられます。</p> <p>日々の保育の様子をより詳しく保護者に伝えるためにホームページ内で保護者がパスワードを入力し、見ていただけるいちご日記のページを用意されています。また、ドキュメントの活用もされ保育の見える化を進めておられます。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時の連絡帳、健康チェックシートや気軽に相談等が行なえるよう担当職員が不在の場合でも他の職員のフォローや声掛けが行われています。</p> <p>園だより、給食だより（献立表等）、保健だより等による保護者等が安心して子育てができるための多様な情報提供が行われております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症以前のような保護者総会やクラス会、各種行事等での保護者と職員が常に集合してのコミュニケーションが深められる状況が少なくなりましたが、子どもの成長過程の記録を定期的ファイル化したドキュメンテーションの取り組み等が行なわれています。</p> <p>個別に相談を希望される保護者には他の方と会わないスペースが用意されており、悩みを伺ったり、相談に対して丁寧な支援を心掛けておられます。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待についての対応マニュアルが作成されており、保育・教育必携にも掲載されています。</p> <p>1日を通して子どもの様子の確認がされ、視診等による健康状態、表情、身体チェックや子どものつぶやき等からの早期発見を行い、疑いがある場合には、園長報告、繰り返し確認、関係機関との連携等が取れるよう心掛けておられています。</p> <p>保護者へは、虐待防止チラシの配布や虐待防止のポスターの掲示による虐待防止啓発の取り組みが行われています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>毎年、自己評価表を使い、職員の一人ひとりの振り返りが行なわれています。</p> <p>週案・月案でも振り返り・見直しが行われ、園内研修においても資質向上に努められています。</p> <p>教育・保育の実践課題についてクラスの話し合い、担任者会、職員会等で保育の振り返りや見直しの討議が行われ、次への対策の実施等による組織運営が行われています。</p>		